

「白鷹町空き家等の適正管理に関する条例（案）」に係るパブリックコメントについて

平成26年1月8日から2月7日までに行いました「白鷹町空き家等の適正管理に関する条例（案）」に係るパブリックコメントに、1件のご意見が寄せられました。その意見と回答は以下のとおりです。

▼意見1

○条例（案）について

「管理」あるいは「管理不全」の「定義」について、条例案では、物件の状態だけを指しているようにとれますが、「定期的な管理」を促す工夫を盛ることも必要ではないでしょうか。検討いただきたい。

所有者が数年間も放置し、結果「危険物件」となることを抑止することも、近隣不安並びに行政コストを下げることになるのではと史料します。

▽回答1 ご意見を頂きました『「危険物件」となることを抑止すること』は、大切な視点であると認識しております。本条例（案）第4条において「所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう常に適正に維持管理しなければならない。」と定め、所有者等の責務を規定しようとしております。町としましても、広報誌やホームページなどで空き家所有者等へ広く周知し、日頃から適正管理に努めていただけるよう啓発していきたいと考えております。

---

▼意見2

○「空き家」対策について

「条例」は、「空き家」から発生する「危険」を速やかに対処するための法的根拠として必要であり、適切かつ有効な措置を願うものであります。

問題は、所有者も好んで「空き家」としている訳ではなく、やむを得ず、あるいは結果として、そうなってしまっているのが多いのでは思います。

その実態から、「相談できる窓口」を設置し、極力早期の段階で、所有者と意思通が図られる措置をすることが重要と考えます。その際、ワンストップで対応できればより良いと思います。

「空き家」は今後も増えるであろうことを思うに、町全体が、この問題をもう少し前向きに捉えることも必要ではないかと史料します。検討いただきたい。

▽回答2 この条例は、生活環境の保全、安全安心なまちづくりの視点から制定を行おうとしております。空き家の利活用につきましては、今後総合的な対策として考えていく必要があると認識しております。その場合の相談窓口や、所有者と利用希望者のマッチング等について、住民の方や民間事業者のお力もお借りしながら進めていくべきと考えております。